



2021年5月21日

各 位

埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号
テイ・エス・テック株式会社
代表取締役社長 保田真成
(コード番号：7313 東証第一部)
問い合わせ先：
総務部長 郷間良俊
電話番号 048(462)1121

譲渡制限付株式報酬制度の内容決定および取締役の報酬額の変更に関するお知らせ

当社は、2020年12月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しておりますが、本日開催の取締役会において、本制度に関する議案の内容を決定し、2021年6月25日開催予定の第75回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）および当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

(2) 本制度の導入条件

本制度は対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、2015年6月23日開催の第69回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額750百万円以内（うち、社外取締役については年額30百万円以内。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役を除く取締役および監査等委員である取締役それぞれの報酬額を新設し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額を年額750百万円以内（うち、社外取締役については年額30百万円以内）とするとともに、その報酬額とは別枠で、当社の対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 150 百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 50,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. その他

本制度に関する議案が、本株主総会において承認可決された場合、対象取締役等のうちに、本制度による金銭債権額および割当株式の数を決定する取締役会の時点で日本国非居住者に該当する者がいる場合には、当該取締役等に対しては本制度による金銭債権の付与および株式の割当は行わないものとし、これに代わって、取締役等の退任時に譲渡制限付株式と同じ経済的価値である当社株価等に連動した金銭報酬（ファントムストック）を支給する予定です。なお、対象取締役に対しては、基本報酬（年額 750 百万円）の範囲内での支給といたします。

以 上